

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について

目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

条例の概要(案)

1 事業者による「合理的配慮の提供」を義務化

- 事業者に対して「合理的配慮の提供」を義務付ける。
(※法は努力義務)

2 情報保障の推進・言語としての手話の普及

- 情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努める。

3 専門相談体制の整備

- 専門相談機関(広域支援相談員)を設け、障害者・事業者双方から相談を受け付ける。

4 紛争解決の仕組みの整備

- 紛争事案を解決するため、第三者機関(調整委員会)によるあっせんの手続きを設ける。
- 悪質な場合、知事は「勧告」、「公表」を行う。
(※ 法は「勧告」まで)

平成30年度の取組

- ◆ 平成30年6月 条例案の提案
(第二回定例会)
- ◆ 平成30年10月 条例施行予定

- ・事業者向け説明会の開催
 - 民間事業者向けに、条例の内容や個別の場面を想定した考え方を説明
- ・シンポジウムの開催
 - 法及び条例に対する理解促進のため、啓発シンポジウムを開催
- ・条例啓発パンフレットの作成・ハンドブックの更新
 - 普及啓発用のパンフレットを作成、
配慮すべき事項や対応例等をまとめたハンドブックを改定
- ・「ハートシティ東京」の改修
 - 条例の内容等を盛り込むため、ウェブ改修を実施